

第三十九回国会 衆議院 災害対策特別委員会 議 録 第十号

昭和三十六年十月十九日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事 秋山 利恭君 理事 永田 亮一君

理事 古川 文吉君 理事 岡本 隆一君

理事 角屋堅次郎君 理事 下平 正一君

大倉 三郎君 大野 市郎君

岡本 茂君 上林山榮吉君

飯谷 忠男君 岸本 義廣君

正原啓次郎君 谷垣 專一君

辻 寛一君 原田 憲君

宮澤 胤男君 阿部 五郎君

淡谷 悠藏君 石田 有全君

五島 虎雄君 島本 虎三君

辻原 弘市君 肥田 次郎君

玉置 一徳君

出席國務大臣

文部 大臣 荒木萬壽夫君

通商産業 大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君

文部政務次官 長谷川 峻君

文部事務官 福田 繁君

(管理局長) 森 清君

通商産業政務次官 大堀 弘君

中小企業庁長 官

委員外の出席者

文部事務官 (調査局長) 田中 彰君

中小企業庁長 川島 一郎君

興 部 長

本日の会議に付した案件

昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第五二号)

昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による湛水の排除に関する特別措置法案(内閣提出第五三号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案(内閣提出第五四号)

昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案(内閣提出第五七号)

昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(内閣提出第五九号)

昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案(内閣提出第六三号)

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出第六四号)

○浜地委員長 これより会議を開きます。昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案外六件を一括議題とし、主として文部省及び通商産業省関係について質疑を行ないます。

○荒木國務大臣 提案がおくられました。恐縮しておりますが、実は、実質的に申し上げますと、他の各省よりも一番早く関係省との折衝は済んでおったのでございまして、いやしくも国会に、同じ災害を原因とした特別立法を提案しますのに、一省だけということも、政府対国会との関係におけば適當でないということ、足踏みしておったのであります。ようやくこの前の閣議の日に、大蔵省からも大よその発言があつて、閣議の了解を得ておりました、多分明日の閣議で決定をいたしました、提案する運びになろうかと思ひます。大体の趣旨はすでに御案内と思ひますが、伊勢湾台風並みのことをやろうというふうな考え方で立案されておると承知いたしておきます。

○辻原委員 今大臣が申されました法案は、公立学校の災害復旧に関する特例、それから私立学校に対する災害復旧の特例、それから社会教育施設の災害復旧に関する特例、この三法案だろせんか。

○荒木國務大臣 内容的にはおっしゃる通りでございますが、法案としましては多分二本になると思ひます。というのは、公立学校施設の関係と社会教育関係を一緒にいたしまして、それと私学関係、二本の予定でございます。

○辻原委員 そこで、承りたいのは、これは、従来災害のたびに、私どもも強く文部省にも大蔵省にも申し上げておるのでありますが、現行三分の二の災害負担法が、公立学校の場合にはある。これは他の法案もそうでありまして、けれども、今までの経過を考へてみますと、大体少なくて二年に一回ぐらひは大災害が起きておる。去年からは伊勢湾、さらに今度の第二室戸、こういうふうな、そのつど、通例の災害負担法ではなくて、特例法を作らなければならぬ。そういう場合に、これは文部省においていろいろな事務的な関係でかなり、文部省を来たすであらうし、また、今日のように法案自体がまだはつきりしておらないといったようなことで、それに伴う災害復旧の具体的な進捗もやはりいわけの立法がおくれるというふうなところでの滞滯が、実質面の災害復旧にこれまた一つの支障となる場合があるわけですから、従つて、できれば災害復旧法案というの是一本にまとめて、そうして特別の場合というのをもその中に加えて、これを恒久的な一つの法律とした方が、今後の災害復旧には実情に合うように私は考へるのですが、そういう点で私はゆるる公共学校の場合、これを恒久法に持つてい

くといったような考え方はないかどうか。これは全般的な問題でこの間われわれが総理に伺いますと、政府においてもそういうことを検討せられておられることであるが、分けても各種の災害の中でもかなりのウエートを占めるのは、文教関係であります。そういう面からも、特に私は、文教関係の場合その必要を痛感するわけでありますが、そういった点で恒久化される考えがないかどうかを、あらためて一つ伺ってみたいと思います。

○荒木国務大臣 毎年ともいいにくいに、災害のたびに悩みの種になりますことは、その意味で、おっしゃるお説は、私同感でございます。実は今度も、できればそういう一種の恒久的な立法の立場で、そのときどきの災害の度合い、その災害の度合いに応じた被害の度合いに応じて、行政的判斷で一定の幅を与えられるような恒久立法というものにしてはしかなかったのであります。そういう動きもある程度してきただけでございますけれども、急場の間に合意しようと思いませんので、途中でやめたのでございます。それで、伊勢湾台風並みという前例に従って、申し上げたような内容を提案するというところになったわけでありまして、今のお説は、私は、私だけとしては賛成でございます。

○辻原委員 次に、特例法ができました、実際の災害復旧は、補助の関係から見れば二本建になるわけです。そういったしますと、特例法の場合と、それから一般の災害復旧の場合の扱い方というものは補助率においては相違はあつても、これはまあやむを得ないと思ふけれども、しかし、その場合にお

いて非常に大きな取り扱ひの相違があるということでは、これはいわゆる激甚地の指定を受けたところとそうでないところと、非常に不平等な取り扱ひになるおそれがある。これは話せば長くなりすぎるけれども、いわゆる激甚地指定というものの指定の仕方にも、実際問題としてはかなりの矛盾があるわけであつて、たとえばこれは高率の場合ではありませんが、いわゆる被害額が、税収との見合いの関係において、あるいは一割とか、あるいは二割とか、こういった基準が間々設けられておるので、ありますけれども、ただ、学校というのは、何といひますか、地方公共団体の中にそう多くの数を持つてゐるわけではない。たまたま五つなら五つの学校の中で、一つが極端に被害を受けたといったような場合が起こり得るわけでありまして、その一つが、たまたま今回の台風において海岸線にあつた、他のものは山陰にありつたとか町中にあつたために、風を受ける、あるいは波を受ける、そういう被害を受ける程度が非常に違う。だから、実際の被害が大きく、他のものとはその程度において相違があつた。ところが、いわゆる激甚地指定なるものは、合算の上において、その地域全体のいわゆる公立文教の被害はどれだけかということが、一つの尺度になるわけでありまして、従つて、一つが極端に被害を受けた場合でも、指定にならない場合もある。これは他の公共土木あるいは農林災害、いろいろな場合にも同様言えることであるけれども、そういった点において、今日の激甚地指定の政令基準なるものについては、いろいろな疑問を持つて、おるわけ

です。そういう指定の仕方がはたして妥当なやりやいなや。もつと現実に、たとえば災害救助法というものを、ある基準をもつて都道府県なり市町村が発動した、それは現実にこの地方では大きな災害を受けたのだ、しかも、国が定める住宅の滅失戸数であるとか、あるいは死者その他の災害がどの程度にあつたかという、いろいろな基準によつて発動する、だから、そういうものをにらんで、その発動した地域は、被害が大きかつたのだから、これは指定する、こういういふ、おおよそ私は実情に沿つておもう。そうでなくて、一つの算術的計算の上で指定をするという場合には、今申し上げましたように、局部が非常に深い傷を負つたという場合に、比較的に傷は浅くても、平坂に広範囲にわたつた方が、被害が大きいとされるわけだ。そういう矛盾があつて、その指定によつては、くつた裏から足をかくという程度にしか、実際の災害復旧の補助の關係における恩恵というものは受けられておらぬといふのが、今までの実情ではなかつたかと思ふのであります。

そこで、私の言いたいことは、従つて、そういう基準によつて片や、激甚地の高率適用を受ける、いわゆる特例法の適用を受ける、それ以外のものは、在来の負担法によつての災害復旧をおやりなさい、補助率は三分の二です、こつちは四分の三ですよ、こういうのだけれども、問題は補助率の相違ではないのです。どこに非常に大きな制約があるかということ、これは大臣もお認めになつておられると思ひますけれども、私は絶えずこのことを申し上げておるのです。前の伊勢湾の

ときにも、参議院からその声が強く起き上がったけれども、伊勢湾の際にはそれを是正するに至らなかつた。幸い、今大臣が私の質問に答えて、現行の復旧費の負担法を恒久化したといふお話が述べられましたので、それに合はしてぜひともその点を改めたいといふことを私は要求するわけでありまして、その改める点というのは、現行法の第五条の中に「経費の算定基準」があります、その「経費の算定基準」の中に、「前条に規定する工事費は、政令で定める基準による」とある。この文字だけを見ますと、あたかも原形復旧を認めておるかのようには見えるわけだ。

ところが、施行令の第五条によつて、これは厳格なる制限が、加えられておる。それは要するに、生徒数と基準の坪数というものを、これは大蔵、文部の話し合いによつてきめておるのでありまして、その基準をオーパーする分については、これは認められないという趣旨のものが規定されておるわけでありまして。そういったしますと、大休学校というものは、かなり古い歴史を持つておる。今大蔵省と文部省の間で主として財政上の理由から定めておる基準などというものは、これは何人が考へても現状に合つておらない。一例を百人の学校にとつてみれば、こういう結果になります。百人の学校で、小学校の場合には、一人当たり〇、九坪あればよろしいという計算に文部省の政令はなつておる。ところが百人の学校ではたして九十坪の学校というものが現実に存在するからといへば、これはおそらく私はないだろうと

思う。しかし、その百人の学校で、現在二百五十坪の校舎を持つておつた。これがぐんとやられた。ところが、たまたま先ほど申したように、その地方は公立学校の被害が他にはほとんどなかつた。遺憾ながら、高率適用が受けられなかつたとした場合に、これは三分の二でやらなくちゃならぬが、補助率はしんぼうするとしても、今度いよいよ復旧の場合に、九十坪しか認められぬということになれば、一体これははたしてかゆいところに手が届く災害復旧なりやいなやというところに、重大な疑問があるわけでありまして。だから、こういう災害というものは、累年だんだんと大蔵省あたりの考え方方も改まつて参つておられますが、やはり現実のものを復旧するということが、同時に、大事なことは、今後少々の災害にあつても、それに耐えられるものを作らなければならぬ。いわゆる、改良復旧、これが最近において強調されてゐるところでもあります。われわれの政治に携はる者としても、その点を大きく留意するといふことが、災害復旧の場合の重要な任務なりと私は考へておるわけです。そうするならば、原形までも復旧できないような災害負担法というものは、今日の社会の要求にマッチするものであるかどうか、いささか陳腐にすぎやしないか、こういうことを私は強く感ずるわけなんです。従つて、この際、恒久法を作られるならば、当然これらの制限は撤廃をすべきだ、ないしは一段下がつて、そこに大蔵政務次官もすわつておられるが、大蔵省等のいろいろな物入り等も考へて、かりに十歩下がるといひましたとしても、災害については、他のい

ろいろな補助法等の關係は、基準を再検討にとどめるといふようなことであつてもやむを得ないと思ふが、事災害については、やはり原形に復旧するといふことの原則だけはきつと守るべきではないか。従つて、政令等による、こういうような現状にそぐわない基準を設けて、裏で縛つてしまふような――復旧する方からいへば、これはまことにこそくな手段です。法律を表面から読めば、何もそういうことはありませぬけれども、裏から読めば、そこできつちり首根つこを、押えられておる。こういうやり方は改めるべきである。だから、私も委員会なり国会で、原形復旧をやれ、改良復旧をやれと言つと、仰せの通りいたしますと、必ず各大臣とも答へられるわけです。ところが、仰せの通りでないように、ちゃんと裏ではなつておるのであります。ですから、恒久法の場合、これははずすべきであると私は要求しておるわけです。同時に、今度のようにな、一方において特例法を作る、一方においてその他は災害負担の一般法でいくといふ場合に、特例法の場合にはその制限がないのです。特例法の場合には、二百坪が倒れたならば二百坪まで、二百五十坪なら二百五十坪まで、その制限がないのです。だから、補助率の四分の三と三分の二の差だけではないで、現実には非常に大きな差がここにでてくるのだから、特例法を適用した場合においては、現行法においても、その点は私は特例として修正すべきであると思ひます。こういう点についてはどういふふうに考えられますか、一つお答えを願ひたい。

○荒木國務大臣 結論から先に言ひたいだけば、研究さしていただきたくと思ひます。今おつしやるようなことは、私どもの立場で言へば、ほとんどことごとくといつてもいいくらい、同様の立場に立たざるを得ないわけでありませぬ。大蔵省は、納税者の側に立つていふと申しましようか、一定の財源をあらゆることを考慮して有効に使用したい。端的に言へば、ちつとも少なく済ましたいといふ側ですから、いろいろと理屈をつけてでも守らんとする努力が払われるわけです。私どもの方は、少しでもよいに、よりよくしたいといふ側で、予算折衝あるいは法案の折衝等をいたします。これは制度上そういうものがあつてしかるべきだし、けつこなことをだと思ひますが、努力が足りないとしても申さなければ申し上げようがないわけですから、機会あるごとに前向きな努力をしたいと思つております。

それからなお、木造の学校であるがゆえに、風が吹いた、雨が降つた、高潮だで大騒ぎをしなければならぬが、もしこれが全部鉄筋でできたものならば、少なくとも大半の心配がなくなる。だから、長い目で見れば、国費をもつと有効に活用する手段でもあらうかと思つておるわけです。今までは児童生徒が年々歳々ふえていく傾向のときは、大蔵省としてもなかなか踏み切れないと想像されます。幸いといふか、不幸かもしれませんが、中ともかくピークが終りますれば、中学校は生徒が減つてくる。従つて、義務教育課程だけをかりに考えますとすれば、タイミングとしては非常にいい時期ではなからうかといふ考え方が

三十七年度の概算要求では、小中学校義務教育の学校施設は、原則として鉄骨、鉄筋に限る、例外のときだけは木造とするといふ建前で概算要求をいたしております。大蔵大臣からまた押えつられたらどうにもなりませんけれども、今申し上げたような趣旨を含めて、大蔵大臣の同意を得たいものだとする。そのことは、同時に、おつしやるように、恒久立法的のものを考へて、その場その場でないに、長い目で見ればより効率的であり、国民経済的にも財政的にもより効率的であるといふふうにならぬものかといふことを考へておる次第であります。

○辻原委員 そこで、ちよつと、大蔵省が見えておりますから、一つ政務次官に、あなたの方は押えつける側だそうですが、今私が申したような――私は、ほかの關係ではあまりこのよう大きな矛盾は発見できないのです。私も、いろいろ災害の点についてのほかの問題も調べてみましたけれども、そんなに大きな矛盾はないのです。単個の値上がり等によつて補助率が、実質的には四分の三が実施のときには二分の一しかないとか、そういうことはありますけれども明らかに制度上こういうような不合理がいまだに温存されておるところは少ないと思つておる。そういう意味で一つ大蔵省としても、やはり災害復旧の原則というものは、あくまで原形復旧にあるといふ建前ならば、こういうような過酷な制限を設けないようにすべきが、当然だと私は思つておる。その点一つ天野さんから聞いておきたい。

○天野政府委員 先ほど、二百坪が減つてしまふといふ原形復旧の問題の話がございましてけれども、特認という措置をとつて、そのまゝやるということもやつておるわけでありませぬ。それから被害激甚地にありましては、大体木造だった建物は、鉄筋鉄骨作りに改築して復旧するといふことを、原形復旧としてみなすといふ建前をとつております。それから、被害激甚地でない場合におきましては、実情に即しまして考へていく、前向きで考へていく、こういう方針であります。

○辻原委員 そういう考へ方が私はけなひと言つておるのです。原則は原形復旧として必要ならば特認などというやり方は、これは行政上のこそなやり方だと言つておる。しかも、実情は特認だといつたところで、それが、私の今申し上げておる通りに、原形復旧に達するような特認はほとんど認められておらない。もし、特認でもつて、いわゆる原形復旧と同じように、言いかえてみれば、政令基準というものをなぐしたと同じような形でやつておると大蔵省がこで言われるならば、具体的な資料をもつて一つ私にお示しを願ひたい。私の知る範囲においては、それは確かに、特認といふことはあります。ありますけれども、それは制限の上には若干の実情を認めるということである。最近とり出した方法なんです。しかし、そのことを認めるのならば、なぜ原則として原形復旧といふ建前を貫かぬかといふことを言つておるのです。だから、特例法においては前向きなことはわかつております。特例法の内容と補助率の相違は、これは特例なんですから、一般も認めると思つておる。しかしながら、原形復旧ということにお

いて、現行法は原形復旧ではないのですから、災害復旧じゃないのです。それだから、この点については改定を要する。だから、こういう激甚地の指定をして特例法を適用する場合には、特認というやり方が、今こで政会でもなくとも、同じ状態にまで特認を認めますといふことならば、現地の第二室戸台風の取り扱いとしては、一応便法ではあるが、それはけつこうだと私は申し上げます。そこまでの決意がございませうか。

○天野政府委員 ただいまの問題は、できるだけ実情に即しましてやつていくつもりでございませぬ。○辻原委員 政務次官も心のうちでは、私の説に賛成されておると思つておる。その点をあまり執拗に申し上げるのもいがかと思ひますけれども、ともかくその点が非常に大きなネックになつておるわけですから、どうぞこれは大蔵、文部とも、將來この種の一つの制限をなくすという方向で、御努力を恒久法において願ひたい。そうして初めて、十分な災害復旧だといふふうにはこれは改められるものだ、私は確信を持つておるわけです。その点を一つ何分願ひたいと思つておる。

それから、先ほど大臣が述べられました鉄筋比率の問題ですが、お説私も全く同意であります。私は、八年前からは鉄筋を徹底的に参りました。おかげさまで、私も地方において懇懇して、われわれの進言に従つてやりましたところは、屢次の被害については非常に軽微であります。ところが、遺憾ながら、こういう点は大臣一つ特に御留意を願ひたい。それは大蔵省は

押える側でよくごまかしますから、鉄筋比率を上げて、総トータルにおいて同じような形でやれば、これは何の意味もなさない。というところは、たとえば公立文教の施設の補助を百億とったところで、その中で従来鉄筋比率が三割であったものが、今度は大臣の説に従ってきりぎりまで、認めましよう、七割認める。ところが、単価が高いものだから、全体の施行坪数が大幅に減つてきたということになりますと、これはせつかくの心組みが、かえって角をためて牛を殺す、要するに、十分な政策が行なわれないという結果が出て、参りますので、そういう点は、やはり鉄筋比率を、上げると同時に、従来の施行坪数を落とさない、従来の実績坪数を落とさない、こういう点について、一つとくと御留意をされて努力をお願いしたいと思います、これは一つ大臣からもその決意と、それからあわせて、大蔵省にもそういう点については十分文部省等の意向を反映して、片方で認めれば、片方で押えるというふうな浮き袋の遊戯をやらないように、御注意を申し上げておきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○荒木国務大臣 先刻も申し上げましたように、木造でやっておりますと、木材が値上がりをしたといつても、鉄筋に比べれば単価が安い。だから、一見、その年度限りでは財政規模があまりふくれないで、非常に有効に税金が使われたように見えるかと思ひますが、数年なり十数年というものを通して見た場合には、これはどの浪費はないという結果が出てくる。これは必至だと思ふのであります。そういう意味で、なろうことならば、来年度から義務教育学校は全部鉄筋、木造は許さない、例外だけを認めるというぐらゐの心がまえでやりたいというのであります。それに伴つて、単価が鉄筋なるがゆえに上からざるを得ない、総経費がかさまざるを得ない、地元負担の絶対額がふえてくるを得ない、地元の自治体の財政能力は依然として同じだとするならば、それだけ負担が大きいかからやり切れぬということもあるいは出てくるかもしれない。大蔵省側にしましては、今まで通りの政策なり新築の坪数を確保するということが、がぜん総額が上がってくるであろう、それに驚いてちと査定したいという気分も起こすかもしれない。それにいたしましたも、そうならないことをもちろん欲しますが、そうなるであらうといひました。基進坪数それ自体も検討を要することはさつき御指摘の通りですが、現在の基準坪数をそのままにしようとしても、その線を下げるといふことはやるべきではないといふふうに考へております。

○天野政府委員 鉄筋の比率を上げていくという方向で進んでいることは、御承知の通りだと思ひます。それから公立文教施設の単価の問題につきましても、先般衆議院で御審議を願ひ、今参議院で審議中の補正予算にも、単価の引き上げを組み入れていような次第であります。

○辻原委員 単価じゃない、総施工坪数です。

○天野政府委員 そういふ単価も引き上げることにやまして、できるだけ総施工量もそのワケを確保するような方向で進んでおるわけでございます。

○辻原委員 単価引き上げれば、総坪数は減ってくるんですよ。単価を上げれば、坪数を減らすという可能性が出てくる。問題は、大蔵省に望みたいことはそこなんです。だから、単価を上げていただいたことは、確かに非常に上乗せする。要するに、総事業量というものが、金の面において大幅にふえる。ところが、大蔵省の在来の方やり方というものは、一応全体の予算の中で大よそこのくらい——これは年々の統計を見ればわかります、年々、一体大蔵省が、公立文教についてどのくらいものを認めてきたかというふうな実績を見ればわかります。そうならば、事業量の方は、金が大幅にふくれたならば、かりに前年度が四十億で、それでは本年度何ばやれるかといへば、これは前年度よりも減ってくるのです。だから、私の言うのは、単価を上げ、鉄筋比率を上げた場合に、少なくとも従来の実績を落とさない、施工率の実績は落とさない、要するに、坪数の実績を落とさない、その点を十分大蔵省においても、一つの壁であらうと思ひけれども、その壁を、破つてもらいたい。

○天野政府委員 学校の政策その他鉄筋を作っていく場合におきましては、必ずしもグラフの直線的に、筋書き通りにいくものではない。その実情々に即して具体的にこれを決定していくというのが本来の筋だと思ひます。また、いろいろな年度計画もあらうと思ひますから、それといふ見合ひをいたして、よく研究しながらやっていきたいと思います。

○辻原委員 これは議論をするわけでありませんが、実情にそぐわぬの問題じゃないのです。もの考へ方の問題です。実情にそぐうとかそぐわぬとかいうことじゃなくて、要するに、来年度は、今大臣の言われる方針によつて大蔵省側から従来の実績を基礎として要求されたならば、必ず金は大幅にふえるこれは算術です。それでは困る。だから、金の面では去年よりは少しは増すけれども、そのくらいのとこにとどめてくれというのが、大体今までのやり方から見れば、そこあたりが落ちないんです。そうならば、鉄筋比率が上がりましたよと大臣がおっしゃつても、実際施工率が落ちたならば大へんな問題なんです。それを言っているわけですが、一つ十分その辺のところを考へておいていただきたいと思ひます。

次に、今単価の問題が出ましたが、来々からの公立文教の単価は、平均二割引き上げられたやうであります。しかし、今度の災害にもそれが必ず適用されますか。この点はどうか。

○荒木国務大臣 その通りでございます。

○辻原委員 そういたしますと鉄筋でどのくらいになりますか、木造でどのくらいになりますか。

○荒木国務大臣 鉄筋で一割九分五厘の値上げだと思ひます。なお、正確には必要ならば政府委員から申し上げます。

○福田繁政府委員 大体木造で三万二千五百円、鉄筋で六万一千四百円、鉄骨で四万七千八百円、こういうような形になっております。

○辻原委員 次に、伺いたいののでありますが、それは、前回の委員会にときにも私は申し上げておいたのでありますけれども、災害復旧にいつでも障害に

なることは、応急復旧の工事をやったために、あとで査定の場合に、実際の本工事に非常に支障を来す。言いかえてみれば、応急復旧の工事が、公共土木では法律ではつきり明記されておるのであります。遺憾ながら、公立学校施設災害復旧費国庫負担法にはそのことがないのである。これも非常に片手落ちだと思ふのであります。他の公共土木事業で、いわゆる応急復旧工事の事業費というものが補助の対象に加へられているならば、当然公立学校施設災害復旧費国庫負担法にもこれに加へられていなければならぬと思ふのであります。そこも抜けておる。それだから、いつもこの点が問題になって、わけても、これは私が申し上げぬでも大臣よくおわかりだと思ふのであります。やはり個人の家で、家をやらせて、明日から砂つ原で寝るわけにはいかぬので、ある程度少々無理してもいいわゆる仮小屋を、建てる、仮小屋を建てられない人には、仮設住宅として市町村がめんどうを見るということになる。ところが、学校の場合には、これは公共施設です。個人の場合にはいろいろな方法があるでしょうが、公共施設ならば、やはり市町村なりあるいは国なりというものの、そういう援助を見越して復旧にかかるといふのが人情なんです。そうしたときに、明日から教える場所がない。幸いその付近に、学校にかわる収容施設が、お寺とか公民館とかいろいろあれば、つこうですけれども、往々災害の場合には、そういうところも大体やられておると考へなくちやありません。また、あるいは農山村の僻遠地に行きましたならば、大体公共施設というも

ものは、大きなものは学校ぐらいしかございせん。お寺はありまして、それは必ずしも教育が行なわれるべき広場を持つていないといったような場合、何としても、やられたものについて、当座敷えるための施設を作らなければならぬ、こういう問題がしばしば起こってくると思うのです。そこまでの極端な例でなくとも、今度の台風をごらんになればわかりますように、意外に学校災害が大きかった。しかも、小災害は軒並みなんですね。そういったと、屋根がわらわが吹っ飛んでしまったところは、雨が降ると授業が成り立たない。当座の間は二部授業、半日授業をやるけれども、そんなことをいつまでもやるわけにはいかぬ。何としても屋根がわらわは直さなければならぬ。しかし、小学校の、ことですから、屋根がわらわといひましても、なかなか少々の量ではありませぬ。一万枚、二万枚、三万枚という相当の金を要するわけです。そういうような災害地の市町村としては、その程度のもので、実際のお金の負担にはなかなか耐えがたいというのが、災害地の状況である。こういうふうな考えをみれば、当然、そういうものは、いわゆる良心的な意味における災害復旧なんですから、本工事に至らずとも、そういうような、もうあらかじめ、必要に応じて、必要に迫られて復旧をやった応急復旧工事というのは、私は、当然災害復旧の補助費の中に加わるべきだということをおかねお思ひおるのでありますけれども、これについて苦心をせられておるようでありますことは、私も承知しております。この間管理局長もお答えになっておりましたように、

に、査定の際にそれは十分考慮するのだ、こういうことがあるのです。しかし、すべてこういうことは査定にゆだねるべき問題であるか、本来は、当然、必要があれば法律の中にこれを設けるのが筋だと私は思う。しかも、他の法律の場合にはこれが設けられておるので、すなわち、必要ならということとで査定ですべて逃げてしまつて、そこで間に合わすということも、先ほどの政令基準と同じように、いささか積極味が足りないのではないかと。これは大蔵省の出方があるものですから、おそれ、文部省としても実情は認めつつも、実現がむずかしいような状況ではないか、私はそう推察をしておるのでありますけれども、今度のように特に軒並み小災害があつて逐次応急をやつておるといふような場合には、それに対して良心的にやつたものが、あとで、お前のところはもう直つておるのだから、そこまでは見れませぬよなどというふうな、正直者がばかを見るということにならぬように、何とかこの点は一つ特に御配慮願ひたいと思う。と同時に、これも恒久法制定の場合に当然一つの費目として加えるべきじゃないか。言いかえてみれば、災害負担法の柱といふものは、一つは、補助率の問題、一つは改良復旧の問題、いま一つは、応急復旧についての工費費を見る、こういう三本の柱を明確に法律の中にうたわなければ、十分な災害復旧負担法とは言えないと私は申し上げるのであつて、その点について一体恒久法の中でそこまで前進をさせるおつもりがあるか。また、どうしても今そういうことが不可能であれば、積極的に文部省としてはこれまでの責任を持ち

ますといつたようなことが言えるかどうか、一つお答えを願ひたいと思ひます。

○荒木国務大臣 お話のよう応急復旧につきまして補助対象にするつもりでございます。管理局長から補足して申し上げます。

○神田(繁)政府委員 ただいまお尋ねのございました応急復旧工事費の問題でございますが、これはわれわれとしても、恒久法の改正のような場合には当然研究問題にならうと思つております。ただ、従来からやつておりますのは御承知の通りでございますが、本工事費の一部に見積もられるような応急工事費については、従来も見ておりました。ところで、この応急工事費の範囲でございますが、これは非常に広範にとれば広範になるわけでございます。たとえば建物自体の応急工事費でありまして、これは屋根をふきかえるとか、壁をやりかえるといふふうな、一定のワークがございまして、学校という教育活動の場で考えますと、教育を継続するという範囲におきましてそれが可能な応急復旧工事といふものを考えますと、今おっしゃる通りに、どこかに建物を借りて、たとえば民家を借りるとかあるいは他の施設を借りるといふような場合もそういう借用費まで考える、あるいは仮設的な建築をするような場合もそれを考えるといふように、いろいろな段階によつてまた及ぶ範囲が広いと思ひます。今度の台風の場合に、和歌山県下でそういう事例が数校出ておりますが、私どもとしましては、具体的に調査した結果に待ちたいと思ひしておりますけれども、分散授業もできな

い、あるいは他に教育を継続するような施設もないといふような非常に困つた学校につきましては、実情に応じてこれらも一つ考えなければならぬというふうに考へておるわけでございます。全般的にこれをやるというところまではいかないと思ひますが、できるだけ実情に即した改良をいたしたいというところで関係方面とも相談しておりますが、実際は調査の結果を待つてこれをきめたいといふふうな考へておる次第でございます。

○辻原委員 この点はつきりしておいていただきたいのですが、当該施設がやられて、それに対しての応急復旧をすてにやつておるという場合に、当然その施行したといふことの実証はできるわけです。だから、この分は、いわゆる本工事の査定の際には、それをやつたからといふて即ち、これを認め、そのまま認めていく。これは調査に待たなければならぬと思ひますが、いわゆる実問題としてその応急復旧事業費をそのまま認めたといふ結果になるように、それは今の法律でもその取り扱いができないことはないと思ひます。だから、その点だけははつきりしておいていただきたいと思ひます。

いま一つは、そういうものを認めた場合においても、私の県では相当ありますけれども、単に和歌山県だけではなくて、大阪等にもそういう事例が見られるわけであります。これはまことに現地の教育管理者を困らせる原因になつておるから、その分については十分実情に即した措置をとるようによつて、少くとも私立学校の問題について伺ひたいと思ひます。私立学校の一

の問題点は、今までたびたび言われまして、前の伊勢湾のときにもわれわれ野党からその提案をしたのであります。恒久法がないといふことであります。公立の場合には、特例法が一般法か、三分の二か四分の三かといふ法が、先ほと言つた内容の差があるが、ともかく災害復旧といふのは、私学の場合には、非常に古い時代の觀念に基づいて、私学は直接国が何れも責任を負うことではないといふような当時のもの考へ方から出発をして、そのことが今日でも改まつておらないといふ一つの証拠でもありませんけれども、そのために一般法がない。だから特例法がもし間に合わないならば、作らなければ、その災害復旧は何も見られない、こういうことになるのです。これまた、恒久法の制定が今日私は急務であらうかと思ひますが、大臣としては恒久法の制定といふことにはいかほどの努力をせられておるか、お聞きしておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 実際のところ、私としては、今度の災害に關して、私一個のことだけを申し上げれば、そのつど作るのは大へんだといふ実感を感じて得ましたので、今度の災害を通じまして、何とか恒久立法を考えなければいけないといふことを考へておるところであります。文部省としては、以前からそういう考えは、事務当局に聞いてみますと、あるにはあつたやうですが、なかなか文部省だけでもやりかねる問題でもありますから、停滞したままでおつたといふことを承知しております。今後一つ検討を加えて実現をはかりたいものと思ひます。

○辻原委員 次に、先ほど大臣が言わ

れた伊勢湾並みということであるならば、法律の体裁というものは学校法人というものに規定をせられるのじやないかというふうに考へておるわけでありますが、そうなれば、学校法人以外の私学というものが、存外、小さくとも数は多いので、そういう点については法律上対象にならぬという心配が生まれるのでありますが、その措置をどうされるか、その点は、伊勢湾のときと違って法律の中で改正をされるか、その辺のところを一つ、承っておきたい。

○福田(繁)政府委員 おっしゃるよう、学校法人で経営していない個人立の学校がございます。今回の災害におきまして、個人立の幼稚園等の被害がございまして、そういう個人立の学校につきましては、伊勢湾台風の場合におきましては、私立学校振興会から災害復旧に必要な融資を行ない得る道を特別措置によつて開いたわけでありまして、従つて、今回の場合においても大体同様に処置したい、かように考へております。

○辻原委員 私は、やはり私学という限りにおいて、学校法人であるとかないとかということの、区別は、もちろん、経営規模は違ふけれども、私学に對して国が責任を持つという意味からいいますれば、学校法人だから、そうでないからという厳密な限定を下すことは誤りではないかと思ふのです。そういう点で、片や補助を与え、片や融資でやるというようなことは、非常に不十分である。従つて、学校法人のみならず、一般の私学に對しても、事、災害の場合は少なくとも復旧の対象に入れる、こういう取り扱いをしてはどうか。

うか。もちろん、私学の場合には、千差万別、いろいろの形態がありますから、取り扱いはいしにくい、思ひます。しかしながら、少なくとも今の方法よりはもう少しと広げる必要があり。この点を再検討して、いただきたい、私はその強く思ふんですが、いかがですか。

○荒木国務大臣 検討していただくほかにはないのですが、やはり学校として見ます場合には、学校法人であるかいないかで一応区切りをつける。各種学校、その他学校と銘を打たないで実は学校のものがたくさんあると思うんですが、一体どこまでに至つてどうするか、個人の家庭と格別選ばないようなところまで、分界としていつてしまふのじやないかというふうに常識的に想像されるわけなんです。そういうものは都道府県で監督しておると記憶いたしますけれども、そういう責任の分界点なんというものは別といたしまして、やはり学校として考へるならば、学校法人という形をとつたものを国が責任をもつて見る。それ以外のものを考へるとしても、一般国民の被害というものを對してどれだけの特色を与えて災害復旧等に援助の手を差し伸べるかというところは、別個の問題として考へざるを得ないのじやないかという氣持がいたしますが、決定的なことを自信をもつて申し上げる段階でもございせんので、要は検討させていただきます。

○辻原委員 最後に一点伺つておきたいのは、社会教育施設の問題なんです。これも、私学の場合と同じように、一般法がない。特別立法を作られる場合には、これを公立災害の特例法の中に含めていつもやられておるのが例はありますけれども、これは私は私学の場合といささか当たりが違ふと思うんですが、社会教育施設に對しては、不十分だが、国はその必要を認めて、これに對する援助を行なつてゐる。とするならば、いわゆる国費によつてそれぞれ社会教育施設のある部分が建てられておると理解してもよろしいのであるから、学校教育の重大なことに同じように、並び立つてやはり社会教育施設というものの重要性も国としては認めておるならば、やはりこれについては災害復旧ということは一一般化すべきではないか。これに對して特例法を作らなければ、公民館の被害がいかに大ききくても、それは手がつけられない、市町村は自力でこれをやらなければならない、思ふので、これもやはり一般法を恒久化されるという先ほどのいろいろの問題等の中に含めて、社会教育施設についても、同様にやはり一般法を設けてもらいたい、このことを希望いたしておきたいと思ふんですが、大臣として、社会教育施設の現状というものをどう考へになりますか。

○荒木国務大臣 私学と同じ意味ではないにしても、恒久立法の対象として制度化作されておるべき問題として検討すべきだというお説には、賛成でございます。

○濱地委員長 古川文吉君。○古川委員 公立の学校に對しては、特に辻原委員から詳しい御質問があつたようですから、私は大臣に私学を中心として質問をいたしたいと思ひます。御承知のように、次の台風に對しま

しては、大体伊勢湾台風並み、こういうふうな基準で政府与党が考へておることはただいま申し上げた通りであります。ただ、今回の被害というものは伊勢湾台風と違って風の被害が多くて、個人的な災害が非常に多い、こういうことで、一応伊勢湾台風の基準でやるとは申しましたが、すでに各省で対策を練つていただいております中に、農業施設におきましては、果樹に對しては特に伊勢湾台風以上の対策を講ずることに大体なつております。し、文教施設にいたしまして、今度は、公立学校に對して、現在文部省でお考へになつておられることに、ただいまお話がありました通りに、原則として、被害激甚地その他の場合でも、改良復旧をやるとか、いろいろまた伊勢湾台風よりも進んだ考へ方をしたいだいております。ただ、これは文部省だけの問題じゃありません。今度の台風の場合、公立学校あるいは公立のいろいろな施設に對する国の援助というものは、各省標準が違ひますけれども、被害の激甚地、ないしはそうでないところと、一応の基準をもつてみな考へられておるようでございます。が、この考へ方はわからぬわけではあります。公の場合には、公共団体の施設に關する限り、仕事に關する限り、ある程度の被害があるけれども、それよりもはなはだしいところがあるから、このくらいの程度は国の援助がなくても公共団体がやるべきだ、この筋はわかりますけれども、個人的な被害に關する限りにおきましては、被害激甚地と被害激甚地でない場合と、一定の基準で分けることがおかしい。いろいろ各省で基準を異にしてきめてお

られますが、被害激甚地と政令で定められない場所に市町村において實際個人が被害を受けておる状態が、いわゆる被害激甚地として政令で指定されたところよりもはなはだしい場合、そんな場合でも、個人の施設に對しては市町村は別にこれを援助するわけではありせんので、伊勢湾台風のときにはそういうような関係があまり多くなつたので、あるいは政府においても、あるいは国会においても、とかくそういう問題は見のがされたのじやないかと思ひますが、大体今度の政令では伊勢湾台風並みということになつておりますので、そういう政令の指定する地域ということとはみな頭にかかつておられます。これはわれわれ政府・与党としても、正式にまだ政令の内容をあまり見ておりませんし、議論をいたしませんし、党の政策を決定いたしますときには、そこまで深入りを——激甚地の基準は伊勢湾台風によるという、ばく然たる基準はきめておりましたけれども、具体的な問題になりまると、そういうような実情でありますので、これはわれわれといたしましても考へ直さなくちゃならぬ。

だから、公立の学校はそれでよろしうございまして、私立学校に關する限りは、被害激甚地と政令に定められた土地の中にある学校と、そうでない地域の中にある学校が同じような被害をこうむつた場合には、被害激甚地と政令で定められた地域の中の学校だけ救済して、それ以外の学校を救済しないというわけにもいきまいと私は思ふのです。そういうことが、文部省だけのことではなくして、全体に通じた問題でありますがこの点につきましては

定めらるるが、被害激甚地と政令で定められない場所に市町村において實際個人が被害を受けておる状態が、いわゆる被害激甚地として政令で指定されたところよりもはなはだしい場合、そんな場合でも、個人の施設に對しては市町村は別にこれを援助するわけではありせんので、伊勢湾台風のときにはそういうような関係があまり多くなつたので、あるいは政府においても、あるいは国会においても、とかくそういう問題は見のがされたのじやないかと思ひますが、大体今度の政令では伊勢湾台風並みということになつておりますので、そういう政令の指定する地域ということとはみな頭にかかつておられます。これはわれわれ政府・与党としても、正式にまだ政令の内容をあまり見ておりませんし、議論をいたしませんし、党の政策を決定いたしますときには、そこまで深入りを——激甚地の基準は伊勢湾台風によるという、ばく然たる基準はきめておりましたけれども、具体的な問題になりまると、そういうような実情でありますので、これはわれわれといたしましても考へ直さなくちゃならぬ。

大臣という工合にお考えになりますか、大臣の御所見をもし伺えれば一つ伺いたい。

○荒木国務大臣 個人の被害と比較するような意味でのお話でございましたが、個人が被害を非常に受けたということに対しては、特別の立法でも格別考えないということになっておろうかと思ひますが、それは、個人の場合には、一種の備荒貯蓄的なものと考え方で、万一の場合に備えなさいと期待しているとも言えないことはない。それと似たようなことは、私学についてもある程度の依存をしておるといふ気が根本にはあろうかと思ひます。それが公立と私立の本質的な、違いからくる、ある程度やむを得ることかと思ふのであります。そこで、お話のような場合におきまして、しからば国としての関連において何をなすかということでございますが、これは私学振興会からの融資という形で必要な資金を心配してやるといふ、こと以上には、制度上は困難かと思ひます。

○古川委員 私は今の大臣の答弁では不満なんです、これは一個人に関する限り、激甚地といういろいろな今申し上げておきます通りに、通産省の中小企業の融資は、災害救助法の適用区域を原則としてやる、こういうふうなことになるかと思ひますけれども、これは私はおかしいと思ふ。文部省としては最高の責任者がおいで願っておるわけでありますが、文部省一存でおきめになることも、これは私は問題があるかと思ひますから、この点は、大臣の御答弁に私は決して満足しておるわけではないのでありまして、これは個人的な問題は、どの地

域に住まっても実際の被害があるなら、それは公平に救済すべきである。これは何よりも原則だと思つております。また、この委員会でも、すでに内々そういう話が出ておりますから、あるいは党内においても、この委員会においても、その点に關しましては、問題をまた再考を促さなければならぬことがあり得るということを一つお考え願ひたいと思ひます。

「委員長退席、永田委員長代理着席」それから私学の問題は伊勢湾台風並みで、従来、私学が法人である場合あるいは法人でない場合、辻原さんからお話をいたしました、法人である場合におきましては、小学校だけ経営しておるところもあれば、高等学校から大学まで経営しておるところもある。この前の政令では、幼稚園では二十万円以上、小学校では五十万円以上というふうにして助成をいたしておりました。これは中学校に補助するのではなく、幼稚園に補助するのではなくして、その法人の経営について非常な経済的な打撃をこうむつたのだから、これは補助するということでありますから、各別々に補助するということとはむしろおかしいので、ある法人が全体としてこれ以上の被害金額をこうむつたときに補助するこういう考え方が私は正しいと思ふ。管理局長から、もしそういうことをすると、全体の金額が相当な金額で押えられた場合には、現行制度よりもあるいは補助ができなくなつてくるようなことがあるかもしれぬというように御心配をいたしておるようでありまして、しかし、それは全体の金額を幾らにきめるかの問題であつて、中学校がやられても、中学校が、

従来のなにか言いますと、五十万円以上となつておるときは四十九万円の被害があつた、また、幼稚園では二十万円以上となつておるときは十九万円で、その両方経営しておるときに、ただ兩者とも五千円ずつ足らぬために、適用を受けない。こういうようなことは、片一方の万の小学が五十一万円あつたら適用を受ける。片一方の幼稚園が二十一万円だけで、中学校が一つも被害がなくとも受けられる。これは非常に不合理だと私は思ふ。それは今申し上げておる通りに、小学校や中学校そのものに援助するのではなくしてそれを経営しておる主体の法人に援助するのでありますから、やはり総合して考えるのが、補助の建前からいって原則ではないか。この金額をどうきめるかということは別問題であります。が、そういう考え方でなければ私はいかぬと思ふ。その点につきましては、私は、今政令でおそろくこのままお出しになつておるのですが、しかしこの点はわれわれもまだ突っ込んで相談をしたことがないのであります。が、一つそういう問題があるということとを頭に置きながら、間に合えば早急に間に合ふようなことだつたら困りますが、間に合えばそこらの点で、全体としては、これとこれを経営しておる者には何ほ以上、もう一つそういうものを設けていただくと、非常に実情に沿つたことにならうと思ひます。大蔵省とも御相談しなうやなりと申し上げませんが、その考え方には、一つ大臣のお考えを承つておきたい。

○荒木国務大臣 幼稚園、小学校、中学校等を同じ学校法人が経営している

場合の例をおつしやっているとありますが、おつしやることはもつともだと思ひますけれども、ちよつと今小耳にはさんだところによると、現実にはなかなかむずかしいこともあるやうですが、お説ごもつとも承りました。

○古川委員 今申し上げておる通り、私もその実情はわからぬでもないが、ああいふ質問をしたのですが、どうぞ一つそういう考え方で間に合えば今度の政令の段階にいつて交渉されたい、話がまとまれば、ぜひとも今度間に合うやうにしたい、將來恒久立法でお立てになる場合には、ぜひとも一つこれはお考え願ひたい。御承知のように、ついでに申し上げるは、今度でも、激甚地の非常な災害と一般の災害の方とあります。が、私立学校に關する限りにおいては、一般の原則的な法律がございせんので、一般の原則的な法律も私はぜひとも作つてもらふなければならぬと思ひます。そういう場合についても、そういうとくに問題になつておるが、こういう点を頭に置いてぜひとも恒久立法を作つていただきたい、この点も一つ大臣のお氣持を伺つておきたい。

それぞれ本年度の災害復旧に關連をいたしまして、公立、私立を問わず、あるいは社会教育施設等も含めて、災害復旧問題についての基本的な大臣の御見解を承つたわけですが、大臣の御答弁を承つておりますと、従来以上に前進した氣がまゐで、しかも、なるべく早い機会に恒久立法化するという御方針で、災害対策の万全を期するやうにしたいというそのお考えは、私もよく了とすることがあります。ただ、私は、この際、教育の基本的な問題の立場から、今後の大臣の御抱負あるいは方針というやうなものについて、まずお伺ひたいと思ふのであります。言うまでもなく、小中学校等の教育というものは、これは義務教育に相なつておるわけでありまして、たとえば校舎等の建築にいたしましても、現在の關係では、小学校においては通常の場合三分の一が負担をする、あるいは中学校の場合には二分の一負担をする。これが災害の場合には、現行立法においては三分の二に上がる。さらに、特例法においては四分の三に上がる。こういう形で、小中学校等の諸施設に対する補助を國がいたしておるわけですが、本来、小中学校等の義務教育については、私は、私どもは、通常の場合あるいは災害の場合を問わず、なるべく早い機会に、國がやはりこういう義務教育の施設については全額國庫負担にしたい、そういうことを將來の展望として持たなければならぬ、こういうふうな考えを寄ります。与党の諸君の中からも寄ります。義務教育の施策の前進ということから、新聞報道等により、各般の問題を御検討中の方であ

○永田委員長代理 角屋君。○角屋委員 荒木文部大臣に数点お伺いをいたしたいと思ひます。先ほど来辻原委員、古川委員から、

りまするけれども、政府のいわゆる所得増計画、十一年における諸計画の中でも、特に次代の青少年の教育問題あるいは教育の場としての教育環境、こういう問題は、非常に重要な問題だと私は思います。私も外国に参ります場合には、その国が興隆するからには衰退していくかは、次代の青少年の眼を見ればよくわかる、こういうことをよくいわれるのでありますけれども、何と申しまして、将来のわが国を背負う次代の青少年の教育問題あるいは教育の場としての教育環境、憲法上義務教育として考えられておる立場から申しまして、やはり校舎等教育環境の問題については、国が将来として全額めんどうを見ていくのだ、こういう展望がなければならぬと思

う。〔永田委員長代理退席、古川委員長代理着席〕
そうならば、今の恒久立法あるいは特例法というふうな問題等は、少なくとも教育に関する舞台では、それはもう考えなくてよいというところにも将来の問題としてはなるかと思つた。この際、文部大臣も、相当長期にわたつて文部大臣として在籍中であります。特に義務教育の小中学校の舞台における教育は、国の責任——将来は義務教育については、PTA等の諸負担というものを削減をし、あるいはなくしていつて、国の責任でやっていく、こういうことで考える場合に、所得増計画の中でそれが実現の可能性を持つておるのか、あるいはそれよりもまださらに遠い将来の問題として考えなければならぬのか、こういう問題につ

ての文部大臣の基本的な御方針を、まずお聞きしておきたいと思つた。
○荒木国務大臣 少なくとも義務教育については、憲法がこれを無償とするといつておるのだから、PTA負担等に依存しないで、無償の方向にやるべきだといふお説については、同感でございます。ただ、無償と申しまして、一挙にできませんので、さしより、憲法にいう無償というのは、授業料をとらないことなんだという最低線を、御承知の通り教育基本法でいっております。ということとは、財政的余裕があつた場合にも授業料をとらないのだといふ以上は、一歩も前進してはいけないといふことでないことは、これまで明瞭でございますから、ここで、御指摘の通り、少しずつでも無償の方向へ前進していきなさいということを、党の方でも考へてもらつておりますが、私もそういう心がまえでおることは、申し上げるまでもございせん。
そこで、今お説は、その無償の方向に行くといたしまして、すべて国庫で負担しなければならぬという角度からのお話でございますが、無償にしますことは、国及び公共団体で一緒になつて無償にするということも、無償であることに間違いございせんので、たとえば災害の復旧にいたしまして、あるいは災害にあつた学校の施設、設備その他父兄負担を軽減するといふことにつきましても、国と公共団体とが一緒になつて、その分担をどうするかは、そのときの話し合いなり立法措置によつてきまらうかとは思つたが、そういう意味で前向きな姿勢でやつていくべきものだ、そういうお説には私も賛成でございます。そういう

心がまえでやつていきたいと思つております。

○角屋委員 さつき、災害復旧の基本的な見解、あるいは今後の学校校舎の建築の基本的な見解としていわれる鉄筋化といふものを原則にして、特例として木造でいきたい、こういう御方針は、私は、そのまゝやほりという方向でいかねばならぬと思つた。大臣も御承知の通り、今公立学校関係の総坪数二千八百二十万坪のうちで、現実に鉄筋化しておる坪数は約一割の二百七十八万坪、木造の二千四百九十三万坪、ブロックその他を含めて、二千八百二十万坪の公立学校の坪数になつておるわけでありまして、従つて、鉄筋化の場合においても、大蔵省等の積極的な御認識を得て推進をしていかないと、道は相当に遠い、こういうことであらうかと思つた。従つて、特に危険校舎あるいは老朽校舎等の新築の場合には、鉄筋化はもちろんでありますけれども、こういう災害復旧の機会には、何といつても、全壊あるいは大破等で復旧をしなければならぬすべての校舎の復旧については、百パーセント鉄筋化していくのだ、こういうところまで踏み切ることが、なるべく短期間のうちに公立学校の鉄筋化を達成する第一歩だと私は思つた。

私も、伊勢湾の特別委員会が作られた際にも、被害県の関係もありまして、終始これに参加した一員でありますけれども、その際に、御承知の通り、当時、文部省の災害復旧に対する予算が少な過ぎないか、あるいは査定等についても相当きびしいものがあるじゃないかといふことで、与野党の関係議員で、超党派的に文部大臣に会つ

たり、あるいは予算の増額問題について大蔵大臣に折衝したりして、数億の予算増加をし、また、査定についての

ある程度の手直し等もやつた経緯がございます。今回の本年度の災害の場合においても、私も、集中豪雨の際に、第二室戸台風災害後において、京都、奈良、大阪、和歌山方面を回つて参りましたが、文部省の報告を待つまでもなく、学校関係の災害といふのは、伊勢湾台風にも劣らない深刻な被害が出ておることは、大臣も御承知の通りであります。また、私も和歌山、大阪方面の災害地に参りました際にも、現実に学校の現場に参りまして、こういうひどい状態になつておるのだ、文部省が査定に來た場合には、これを大破といつておる、あるいはこれは現状のままで手直しをして復旧するのだといつておるという学校等に参りましても、これはこの際その地域の地形その他から見て、あるいは相当に根本的に切りかえたらどうかというようなことを、お互いに言い合つて帰つてきた経緯もございまして、従いまして、大臣といたしましては、鉄筋化を前提としていくという御方針は、私もその通りでなければならぬと思つた。今日進行しておる学校の災害復旧の査定状況、昨年伊勢湾の経験から申しましても、そういう状況について、現地側の強い要請等も十分尊重しながら、災害対策の万全を期するように、一つ関係の文部省内の方でも十分実情調査し、万遺憾のないようにやつてもらわなければならぬ。それがために、

は、もちろん、昭和三十六年度の一般

会計予算補正第一号で組まれておる規定、いわゆる本号算の関係あるいは予備費の百二十億の関係の中で、特に文教関係の予算について、万遺憾のないような努力も並行しなければならぬと思つたが、その辺のところについて、具体的には、大臣としては、今回の災害の復旧の問題については、さういふ御方針で臨んでいかれるつもりであるか、お伺いしておきたいと思つた。

○荒木国務大臣 今度の災害につきましても、もちろん、建てかえねばならないものは、鉄筋を原則としていくという建前でございます。査定にあたりましても、大蔵省と一緒に査定に参ることと思つたが、大蔵省といえども、その基本的な考え方は一致しておると心得ております。極力努力をいたします。

○角屋委員 今のお考えで、御答弁だけではないに、特に私も伊勢湾台風でも経験したことありますし、今回の災害地の視察の中でも、やはりその必要を痛感した問題でありますので、私も、与野党を問わず、教育環境という問題については、積極的に整備をしなければならぬ。ことに伊勢湾のときには、ゼロ地帯以下の鉄筋化の問題については、相当強い要請があつて、文部省も謙虚にこれを受けて、相当に努力された経緯もあるわけでありま

すけれども、学校の鉄筋化の問題は、単に教育関係の整備という問題ばかりでなしに、その地域の状況によつては、不幸な災害の事象が生じた場合の避難場所としても、非常に重要な意味を持つておる。事実、そういうことで相当大きな成果を上げておる事例等もあるわけでありまして、さういふ

は、もちろん、昭和三十六年度の一般

は、もちろん、昭和三十六年度の一般

こと等も考えて、それぞれの地域々々の実情に応じ、単に教育関係の整備のみならず、緊急避難の場所というふうな非常事態の場合のことも考えながら、十分な御配慮をお願いしたいというふうに思います。

さらに、第二点の問題として、これは数日前に特に池田総理の御出席を求めた際に、私からも質問の中で申し上げたのでありますけれども、文化財の災害復旧の問題であります。私も京都、奈良、大阪、和歌山方面に参りました際には、特に大臣も御承知の通り、京都、奈良方面は昔からの文化財の相当貴重なものがたくさんあるところでありまして、東大寺に参りましたり、あるいは二月堂の現場に参りましたりして、各地重点的に文化財の災害の状況を見て参りました。申し上げるまでもなく、文化財は、これは民族の歴史的な遺産でありまして、そのまゝ保存をするというばかりでなくて、文化財を保存するためには、積極的な防災体制というものにも金を惜しんではならないし、また、災害復旧の場合においては、そういう災害復旧の機会に、再び災害を受けないような改良復旧の機会に、再び災害を受けないような改良復旧というような意味を含めて、この方面にも金を惜しんではならない、こういうふうに思うわけであります。緊急の問題としては、たとえば奈良の二月堂の場合には、来年の二月の奈良の水取りまでに間に合わさなければならぬところが相当やられておるといふような問題等もありますけれども、それは過般文化財保護委員会の方の事務局長から、時期に間に合うように善処したいということでありまし

たから、そういう具体的な問題には私は触れませんが、文化財の問題については、池田総理は、私ほど文化財の問題について熱心な者はないのだと言つて大みえを切つておられました。これは各国の事例から申しましたが、こういうようなものを現状のままというのではなしに積極的な民族の歴史の遺産というものを保存し、また、将来にこれを伝えるということが必要であろうと思う。そういうところからいって、文化財関係の予算の問題、あるいはまた文化財関係の災害復旧の場合の技術者の問題も、普通の大工ではもちろんいかぬわけでありまして、これらの技術者というものはなかなか得がたいということも私も聞いております。そういうきめのこまかい問題も含めて、今回の災害の状況から申しまして、文化財の比較的多い京都、奈良方面がやられておるといふような実態等も考え、今後の予算の関係においても、防災面あるいは文化財保護の積極的な面、あるいは災害を受けた文化財に対する積極的な災害復旧の面等については、文部省が直接の所管でありますので、よく実態を見ながら、積極的な予算的な措置等を伴う御努力をお願いしたいと思います。いかがでございますか。

○荒木国務大臣 文化財保護につきましては、むろん、今までも充分の努力をして参つておりますが、特に明年度概算要求については、ただいまのお説のようなことも念頭に置きまして、今まで以上に文化財の保護、災害難といふものが起こらないようにという角度からの概算要求をいたしておるわけであります。極力これを大蔵省から負かされませんように努力して、予算も獲得したいと思つております。

得したいと思つております。

○角屋委員 それでは、今文部大臣に重点的にお伺いをしました点で、私の質問は終わります。

○古川委員長代理 島本委員

○島本委員 被害地の悲惨な状態にありまして文教関係のことについて、被災児童生徒に対する何か特別な措置とすることを考えられておるかどうか。ことに、この問題については、おそらく人災であるといわれたり、いろいろいわれておりますけれども、この要保護者またはそれに準ずるような階級の児童のいろいろな対策といふものは、おろそかにできないと思う。外的ないろいろな復旧はよろしうございまして、大体わかりました。内的な児童を中心にした、この種の自活できるそれ以下の人たちの対策といふことは、これは重要だと思つます。こういうような特例措置または特別な措置として考えられておる点がありますか、大臣に伺つておきたいと思つます。

○荒木国務大臣 災害等の場合には、御案内の通り、要保護ないしは準要保護の児童そのものに対します考え方としては、教科書を初め学用品等の支給には遺憾なきを期しております。

○島本委員 大体わかりましたけれども、この実施主体が普通の場合は市町村で、そういうことになりました場合には、半分が国費であつて、半分が市町村費によるものであつて、当然その中間自治体は関係しないようになってくる。そうすると、国がやっても、半分の費用の関係で、疲弊している市町村と、普通にやれる階級の市町村では相当その差があると思つますが、この際、思い切つて国が全額これを持つて

やつて、そういうような場合には、準要保護児童生徒に対する教科書、図書または学用品、通学費、それから医療関係費、給食費の助成、こういうような特別な措置を国として単独で考える必要があるのではないか。この点、大臣いかがでしょうか。

○荒木国務大臣 現在としましては、国が全額持つということではなしに、国と市町村が半々持ちでやらざるを得ないような状態でございます。

ところで、今御指摘のように、災害を受けました市町村が、非常に財政状態が悪い、わずかであつても半分を持つことすらも困難である、こういうこともないとは言えないと思つます。しかし、そのことのために特別なことは措置いたしておりませんが、これは自治省の分担の範囲としまして地方財政措置上、結果的には考へる道は当然あると思つます。災害が起つた際、そういう要保護、準要保護に対する特別な措置を講じなければならぬ。半分は持てない、だから国が全部持つということとは、道がないものでございまして、すぐにはやれない。結果的には、教材整備の一般的な措置の一端としてしかやれないということとは、不便なようではございますが、結果的には見殺しにすることはない、かように考へております。

○島本委員 大臣、もう一歩だと思つたのです。従つて、その場合には、都道府県がかわつてその半額を負担してやつて、都道府県に対しては、また別に財政負担等も考へてやる、こういうふうにしていったならば、直接この場合には都道府県は関係いたしませんのでこちらの方からいく道が市町村に対し

て何らないわけですから、都道府県に對してもそういうような幅を持たせるような特別な措置を考へたならば——全額国庫負担といふところまでおそろく大臣は考へておられるのだから、災害の場合の児童に対する対策も、もう少し考へてやるべきではないかと思つわけです。もう一歩ですが、この点いかがですか。

○荒木国務大臣 お気持はむろん十分わかりますが、市町村が半額持つと申しましても、特別に税金を増徴するという形でなしに、交付税で裏打ちするわけでありまして、実質負担といふものにはならないという制度にはなつておるかと思つます。ただ、急場の間に合わないといふことがありやなしやということとは、私もよくわかりませんが、結果的に町村の負担の上にさらに被害を受けてひどい目にあうという結果にはならないということだけは、申し上げ得ようかと思つます。

○島本委員 その点は、十分検討しておいていただきたいと思います。

次に、災害救助法の適用地以外の被災児童に対する教科書その他の援助といふか、無償給与といふか、こういうような方法も当然考へておかなければならないと思つます。これは特に被害を受けるような場所にも限定されませんが、しかし、子供の場合には、床上浸水といったようなことがたくさんあつた際には、えてして教育資料あたりは被害を受けがちですから、そういうようなところに対しての無償給与も十分考へておいた方がいいのではなからうかと思つますが、この点大臣考へておられますか。

○荒木国務大臣 今のお話のような場

合には、すなわち、災害救助法の適用が指定されなくて、災害があつて、要保護、重要保護等が同じような事案に立ち至つた場合も、むろん、さつき申し上げたことがなせる道が開かれておりますから、問題は同じような事柄と心得ております。

○島本委員 これまで終わりますが、公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令第七条、これは適用除外金額の規定をしてあるところですが、この十万円以下の災害復旧に関する助成措置、こういうような点等についていろいろ答弁がありました、その考え方は私は賛成です、これを早く立法化してこれをあわせて恒久的な施策もやっていた方がいい。とりあえず、今大臣はこの十万円以下のものに対してどのような方法を考へておられるのか、やり方について、一端をお知らせ願ひたいと思ひます。

○荒木国務大臣 ただいまのところは起債を世話いたしました、利子補給をするというやり方でございます。

○島本委員 これで終わります。

○古川委員代理 玉置君。

○玉置委員 文部大臣に簡単に二問御質問をいたしたいと思ひます。

一つは、小中学校に關しては、今後コンクリートの永久構造物を主に行つていきたいという御答弁をいただいて、非常に喜んでゐるわけですが、そこで、今次の災害につきまして、そういう意味で改良復旧のでき得る場合は、なるべくそれを取り入れていきたいということも御答弁をいただいたわけですが、私のお尋ねいたしたいのは、相当大きな被害を受けた小中学校で、相当年数もたつておるので、多額な復旧費を入れ

ること自体よりは、思い切つてこの際コンクリートに一切建てかえた方が、かえつて経済的じゃないかというふうな破損度の非常に多い学校であります。一むねであります、片一方に永久構造物というわけにもいきませんので、そういう場合に、建設省なんかで行なつておられますように、関連費と申しますか、つまり建てかえまう場合は統合でありますと二分の一、そうでなかつたら三分の一の補助しかございせん。今度の激甚地になりますと四分の三の補助をいただきます。そこで、その三分の一の補助のうちに、そういう被害を受けた四分の三の補助をもらへる面積分だけ、その四分の三の補助をいただいた分で思い切つて建てかへることができないかどうか。建設省は大体そういうふうにやつておられるわけですか。災害が起つた分だけは災害の補助率でやりまして、そして思い切つて直しましたまわりのものは、普通の関連費という形の補助率を適用してゐるわけでありまして、文部省の小中学校の今次の被害の相当激甚なところで、今数百万の改良費を投ずるよりは、どうせ寿命の短い、古い建物ですから、この際思い切つて建て直した方が好ましいと思はれるような建物に対しては、やはり三分の一の補助しかないというのが現状です。そこに、その部分の面積だけは四分の三に該当する補助率を与えていただいて、この際思い切つて建て直すというようにすることができ得るかどうかがまたでき得るようになり願ひを申し上げたいのですがいかがでございましょうか。

○荒木国務大臣 ちよつと具体的に明確にお答えできませんので、政府委員の方からお答え申し上げます。

○福田(繁)政府委員 ただいま御質問の点でございしますが、災害の場合に軽微な被害しかしなかつたが、その校舎自体が相当老朽化しておるというふうな場合であらうかと思ひます。この場合は、従来の扱い方といたしましては、災害の四分の三のいわゆる特例法の適用でなくいわゆる公立学校の整備の一般予算でもって危険校舎に指定されておりますと、これを改築していくというところでございまして、従つてそういう措置をできるだけとつていきたいというところから従来やつておられますけれども、おつしやるように負担率は低うございまして、しかしながらこれは、その裏は起債を全部見るわけでございますので負担率は低いけれども、やはり災害の場合にそういう事態が発生した場合に、特に危険校舎としての改築を改良復旧で認めていくという方針で、従来は処理しております。

○玉置委員 今の御答弁ですが、それを何となく、災害の補助率と普通の改良の補助率とを混合した形で將來いつていただくような方向にやつていたことが、ほんとうの意味の改良復旧だと私は思ふのです。でないと、土木と違ひまして、学校なんかは、改良復旧という言葉が、言葉だけで実体は存しないのじゃないかということに非常に心配するわけです。今後一つお考えいただきたいと思います。

通り、風台風でございしますので、一番でかくそびえておる神社仏閣がまともにやられておるというのが現状でございまして。憲法の問題もありまして、町村もいらにいく、府県もいらにいく、ましていわんや国もあまりいらわなというのが現状であります。それをめちやくちやにやられた町村の人々が共同で何とかしなければいかぬ、しかもこれは住宅でもありませんので住宅資金にはひつかからない、どこにもひつかからない文化財指定に次ぐような大事なものがないかというものが現状であります。これは文部大臣に願ひます、どういふ方法がないわけですが、どういふようなお考えをいただいておりますか何となくと思ひます。

○荒木国務大臣 文化財に指定されないような神社仏閣等の施設の被害をどうするか、文財ではないが、そのすぐ近所にあるボーダー・ラインのものであるというふうなものについて非常に御心配な御質問かと思ひます。どうもすげないことを申しておそれ入ります。が、国として文部省が担当してやるについては、やはり国会で定められた法律の規定をそのままやる。そのためボーダー・ラインはつい見過ごしになつて、このことは必然の結果であつてまことに恐縮ではございますがどうにもならぬと申し上げざるを得ないのではないかとと思ひます。ただ実際問題としては、そういう場合には、その神社仏閣の信者なり檀家なり、そういう人々の浄財によつて従来もやつてゐるだらうし、今後もやつてもらふよりほかなからう、またその所在する府県で観光の面あるいは都市計画等の面から

もし何らかの援助の手を差し伸べることもあるかどうか、私もつまびらかにしませんが、そういう国以外のところで善処していただくより手がないのではなからうかと思ふのでございまして。神社仏閣にしましても、その住居の部分としまして、いづれはむね続きでやつておられますから、そういう住宅に相当するものは、一般に国民金融公庫その他からの資金の援助等もあるでございまして、同じ建物で学校活動をやつてゐるところもあるようです。から、それをもし学校として考え得ますならば、その面からの援助というものは当然あり得るわけでございます。神社仏閣それ自体について重要文化財に指定されていないならば、それだけとしましてはちよつとどうにもならないのじゃないかということをお答え申し上げます。

○玉置委員 終わりました。

○古川委員代理 文部大臣に対する質問はこれにて終わります。

佐藤通産大臣が出席されてゐるようでありまして、参議院の予算委員会等への出席を要求されておられますので、大臣に対する質問はなるべく簡単にお願ひします。原田君。

○原田委員 一言だけ御質問申し上げます。

〔古川委員代理退席、秋山委員長代理着席〕
一日、この委員会では総理大臣の御出席を得まして、その際にもお尋ねをしたのでありますが、日本の経済成長の最も大きな手であるところの港湾地帯、また日本が世界で最も経済

は、まことにどうも不本意な話でありますので、いわゆる実力者大臣として、私はこの点についてはぜひ一つそういう意味で聞いていただきたいということもお願いするのであります。簡単に言いますと、今度の地盤沈下の対策というものは、大臣のお答えにもあったように、高潮というのは地盤沈下というものが主要な条件であるということについては、これは私もその通りに信じてよろしゅうございましょうね。

○佐藤国務大臣　いろいろの原因が競合すると思います。しこうして大阪地区は、過去におきましてもしばしば高潮の災害をこうむっておるわけであります。そういう経験から防潮堤が整備されました、一時、そういうものの整備の結果、災害から免れることができた。しかし、一応できた防潮堤も、地盤沈下等の結果、用をなさないといつては言い過ぎでございしますが、非常に危険されるものが出てきておる。そこでさらにこの防潮堤のかき上げその他整備、こういうことがただいま問題になっておると思います。私は大阪に勤務したことがございますので、大阪の前々回ですか、高潮の災害、これはみづから経験したのでございます。それらのことを考えますと、防潮堤がその後の災害から大阪を救ってくれておる。そういう点を考えますと、今後一そう整備されたものが必要である。そうして一面地盤沈下の速度をゆるめることはできた、かように考えますけれども、最近、工業用水のみならず、冷房用の地下水のくみ上げなど非常に多いのでございますし、そういうことを考えますと、ちょっと想像のできな

いような場所です。災害を受けておる。今回などは医科大学の構内も大へんひどい損害のようでありまして、私が経験した際は、大阪駅の小荷物室で大きなフナがとれた、そういう事象があったことを記憶いたしております。どうしても完全なものでこれを守る、これが望ましい、かように考えます。

○肥田委員 おっしゃるやうに非常に理解が深く承りまして、われわれも話を進めやすいのですが、実は大阪では地盤沈下対策というのには非常な熱心さを持っています。実はこういうことがあったのであります。御承知だと思えますけれども、地盤沈下が一時やんだ時期がありました。それから再発した。そのときに、いわゆるその方面の権威者が寄つて立てられた対策は、地盤沈下の原因は地下水のくみ上げではないに、それもむしろあるだろうけれども、それよりも最も特異な条件としては、いわゆる地層が大阪湾に向けて流れ出したのではないか、だから防潮堤の少し深いものを作ればそれで足りるんだ、こういう計画がたしか二十八年ころに設計図として作られて、防潮堤作業にかかった。こういう時期があったというのを聞きました。その後、依然として地盤沈下が激しくなつてくるというので、最近になつてやつと、これはえらいことだということで、かさ上げ工事に数年来取りかかつておる。こういうのが実情だということをおる。大阪の直接関係者は訴えております。そういたしますと、最近の傾向からして、何としてもやはり工業用水あるいは冷房用水のくみ上げ制限以外に考え余地はないのではないか、こういうことを痛感いたします。尼崎において

は早くから地盤沈下してまいりましたし、いろいろ聞いてみましても、地下水の層が必ずしも一衣帯水の関係にあるのではないから、この辺はそんなことではないだろうという説があったとしても、われわれはどうも安心できないのであります。従つて当面の対策としては、原田委員も言つておられたやうに、地下水のくみ上げ制限ということをするかやかにやつてもらわなければならぬ。工業用水の規制法ができるというところでありますので、それはすみやかにやつてもらわなければならぬ。それから同時に工業用水の規制をやるということとは切りかえの必要が生じて参ります。先般も河川局長のお話を聞いておりました、大阪あたりで一日三十六万トン、東京地域で五十万トンのいわゆる給水計画というものは十数年前からかかっている、こういう話であります。十数年前もかかつておったので、実はこれは大へんなことであります。今問題になるのは、大臣もおっしゃつたやうに、補助率を考慮していただくというところは――補助率は採算がとれるというのではなしに、当面、今切りかえさす条件としては、工業用水を給水する設備と、それから現実に使用するときの用水の料金が安くなる、このことがなかったら、現実にそれだけの条件を持つておるところの工場あるいはビルディングの冷房用水、これらを切りかえさすことは実は不可能だろうと思ひます。そういう点について、建設省の計画は十数年計画だ、これでは実際には間に合いませんので、その点についてもとすみやかにいけるやうな方法を講じてもらへるやうなお考えはあるのかどうかを伺つておきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 誤解はないかと思ひますが、ただいまあります法律が工業用水法、これはもうすでにありますのであります。今ちょっと、これから作るんじゃないかということですが、そうではなくて現実にあるのであります。これは一定の地盤沈下の激しい地域を指定いたしまして、そこにおいての新しくくみ上げを禁止いたしておるわけでございます。この工業用水法はそういう意味で消極的な効果はあると思ひますし、また建設大臣からお答えしたことでありますが、新しい冷房用の地下水のくみ上げを特に制限することを考へてみたいということを申し上げておられます。地下水ならば安い、そういう意味で今まで地下水のくみ上げが行なわれておるのでございますが、ただいまのやうな法律がございまして、この運用によつて新しいもののくみ上げを禁止する、それで地盤の沈下を抑へます、こういうようにしたいと思ひます。

一面、そういうことをいたしますと工業用水が足りません。そうでなくとも不足がちなところ。そこで工業の発達にいろいろ問題を生じますから、大阪ではそういうことを考へて、堺地区その他のために工業用水道を計画しておられる。これはすでにそれぞれの計画等についても政府も一応協力いたしておるわけでございます。最近、国会で御審議いただいておりますやうに、水資源開発公団ができて上れば、利根川水系、荒川水系を中心としていくということでございますから、そういう意味では、工業用水道の整備等にもこれは役立つと思ひます。現在計画されておる工業用水道、これは全国的な問題ですが、通産省はこれが助成方策を講じておるといふのが現状であります。大阪の飲工業の発達の現状等から見ますと、今の計画だけでは不足がちなと思ひますので、さらに積極的に工業用水道の整備が必要だろうと思つております。また最近でございまして、これは名古屋を中心にしての工業用水道に今後非常に貢献する、かように考えます。名古屋自身も地盤沈下という問題を生じております。ところが今日までなところを見ますと、相当高価な水になつておるやうであります。これなどは一つの例だと思ひます。今後水資源が開発される場合もやはり低廉にして豊富な工業用水を確保するという方向でなければならぬと思ひます。そういう意味で政府は、自由民主党の中の各種の委員会等を通じて、そういう意味の積極的な努力を今しているわけでありまして。ただいま御指摘になりました点の方向ですべての点が進んでいる、かように御了承願ひたいと思ひます。

○肥田委員 約束の時間がございまして、質問はこれで打ち切りしたいと思います。が、繰り返して聞いておいていただきたいことは、切りかえる方策を講ずるとしても、現在の料金でも高いんだということがいわれておりますので、この料金の補助については相当大幅な考慮をしていただかないと、実際になかなか切りかえが困難だ、こういうことを訴えてきたのです。この点については特に御再考いただきたいと思ひます。終わります。

○秋山委員長代理 正示君。
○正示委員 通産大臣に、大へんお忙しいところを御迷惑ですが一言だけお尋ねいたします。
私の郷里の和歌山県に、通産省の関係の関西電力のダムがございまして。日置川というところで殿山ダムと申します。このダムが従来たびたび、開門を開いて水を流しますと下流に被害を生じまして、問題を起こしてまいりました。そこでたゞいま通産省にお願いをしまして、大阪の通産局長が中心になりまして、関係者の間で協議会を開いていただくやうにお話を進めております。実はたゞいまここに御出席の大堀君が公益事業局長のときもいろいろ御心配になつております。御承知のやうに今回の災害におきまして、ダムの問題が下流の人たちに大へん不安を与えております。私は思ひますのに、関西電力のダムあるいはその他の電力会社あるいは電気のダム等につきまして、ダムの操作規程に關して十分にPRされてない部分がある、下流の人たちが周知していない面が相当ございまして、その誤解に基づく不安も相当あるのではないかと思ひます。電力の開発というところは、エネルギー資源の重要な一環でございまして、各地において、ダムの問題はこれからさらに多くなると私は思ひます。と同時に、風水害に伴うダムの危険についての不安もまた生ずるわけでございます。どうか通産大臣におかれましては、今後ともダムの操作の問題、あるいはダムを作りましての場合に、それが関係の住民に対して無用の不安を与えないやうにするために、今申し上げ

たようなPRを徹底すとか、あるいは協議会等によりまして官民の意思が十分疎通いたしますような方策につきまして、一段の御高配をお願いしたい、こう存じます。一言だけお願いします。

○佐藤国務大臣 本来ダムはひとり発電用のダムといわず、その他の多目的ダム——これは申すまでもなく治水上役立つというその効果は高く評価されておるわけでございます。ところで、発電用のダムにいたしましても操作規程がございます。この操作規程の中心をなすものは、ダムで収容する許容水量が一つの限度を越しますと、それを放水するということであります。それで実は調節をしているわけでございます。ところが一般に考えられますと、ダムができておる、そうしていたずらに水をためておる、その水がいよいよ持ちこたえられなくてそれを放水するから、下流域に洪水を生ずるんだ、こういうようなお話をしばしば聞くのでございます。そうではなくて、ダムができると、そのダムの許容水量というものがございまして、それをオーバーした場合に放水するということで、それで調節の役をしておるのでございます。従いまして、過去において、この規程の建前から申せば、いろいろの問題を起こさなくて済むんだらうと思います。しかし人の運営していることであって、全部が全部、完全無欠にその通り行なわれておるとは私も断言しかねますし、また許容水量にいたしましても、あるいは少し大き過ぎるというようなことがあるかも知れません。そういうような点も今後さらに検討を要する問題だと思ひますし、一面、ダムの中に土砂が堆積して、建

設当時と事情も変わつておることと思ひます。今後、今申されましたような点について十分注意をし、また関係方面ともよく協議するように注意して参るつもりでございします。

○秋山委員長代理 暫時休憩いたします。

午後零時四十三分休憩

「休憩後は会議を開くに至らなかった」

昭和三十六年十月二十三日印刷

昭和三十六年十月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局